

「困難地整備支援」における補助区分の追加

補助対象事業区分	事業内容	細区分	補助率			要件	補助の対象行為
			現行				
困難地整備支援	・困難地とは、人家・道路等に近接した木の伐倒や掛かり木処理が想定される危険箇所、立木密度が高く、重度の負担がある箇所のうち、間接補助事業者では整備が困難である箇所。 ・刈払い、伐倒、玉切、集積、運搬等	里山・平地林	現行	刈払い ・抜伐り	ha当たり 500千円を上限	・3者協定(10年間) ・次年度以降の管理 ・国庫、既存事業との併用不可	・刈払い、伐倒、玉切、集積、積込み、運搬等
			(案) 全伐タイプ	標準伐採	ha当たり 1,500千円を上限	・3者協定(10年間) ・次年度以降の管理 ・国庫、既存事業との併用不可 ・植栽の実施	・刈払い、伐倒、玉切、片付け、整理、集積、積込み、運搬等
			(案) 特殊伐採	特殊伐採	見積金額の 1/2を上限 1市町村当たり 2,000千円を上限とする。	・3者協定(10年間) ・次年度以降の管理 ・国庫、既存事業との併用不可 ・ <u>上限金額の承認</u>	・標準伐採では対応できない特殊伐採行為のうち、 <u>ぐんま緑の県民基金市町村提案型審査会(県庁内審査会)の承認を得た行為</u>

【補足説明】

- ・追加事項は、赤枠及び下線部とする。
- ・県庁内審査会については、別添「ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業審査会設置運営要領」による。